

八代市令和2年7月豪雨宅地及び私道復旧支援事業について

令和2年7月豪雨で被災した宅地及び私道について、被災者の負担軽減を図り、生活再建を支援するため、被災者等が行う復旧工事に要する経費の一部を支援します。

宅地復旧

市内にある被災した宅地の所有者、管理者又は占有者(管理者又は占有者は所有者の全部又は一部から工事の施工について承諾を得たものに限る)

令和2年7月豪雨発生時に住宅(民間企業や団体等の社宅や寮は含まない)の用に供されていた土地

- 戸建住宅 ○アパート及びマンション(1宅地、1所有者とみなす)
- 併用住宅のうち住宅の用に供する部分

対象工事実額から50万円を控除した額に2/3を乗じた額

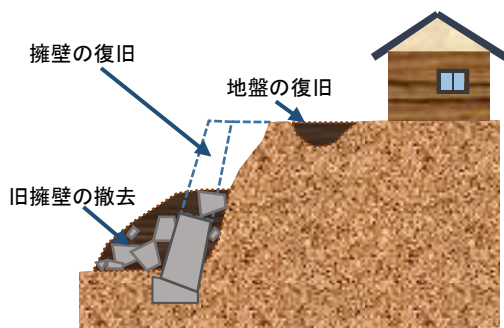
※但し、補助額の上限=633万3千円

例)対象工事実額が500万円の場合
 $(500万円 - 50万円) \times (2/3) = 300万円(補助額)$
 200万円(個人負担)

※対象工事実額とは、対象工事に関する調査、設計、工事に要した費用の合計(消費税及び地方消費税を含む)

被災宅地の原形復旧を基本とした次にあげる工事(構造基準を満たすものへの変更を含む)。

- (1)のり面の復旧工事
 - (2)擁壁の復旧工事(旧擁壁の撤去、擁壁に関する排水施設設置工事を含む)
 - (3)地盤の復旧工事
- ※上記工事に関する調査および設計費を含む



私道復旧

対象者

下記要件を全て満たす市内の被災した私道を管理する自治会又は集落等
 ※私道管理組合の設立要

対象物件

- 1.令和2年7月豪雨により被害を受けた道路
- 2.一般交通の用に供されている生活道路
- 3.公道に接続する道路
- 4.幅員がおおむね1.8m以上の道路
- 5.所有者の異なる住宅が連たんして2戸以上建ち並んでいる道路
- 6.集落等で維持管理している道路

補助額等

原形復旧を基本とした工事実額から50万円を控除した額に2分の1を乗じた額

※但し、補助額の上限=475万円

例)対象工事実額が500万円の場合
 $(500万円 - 50万円) \times 1/2 = 225万円(補助額)$
 275万円(対象者負担)

※対象工事実額については、宅地と同様。

対象工事

豪雨により被災した範囲の原形復旧を基本とした工事で、管理者が設置し管理していたもの。

- (1)舗装の復旧工事
 - (2)側溝等排水施設復旧工事
 - (3)簡易土留復旧工事
 - (4)防護柵等交通安全施設復旧工事
 - (5)通路橋等の復旧工事
- ※上記工事に関する調査および設計費を含む



遡及

※令和2年7月豪雨により被災した宅地又は私道復旧工事であって、既に工事が完了しているものも対象になります。

お問い合わせ先: 八代市 建設部 建設政策課 (本庁 5階)
 電話 (0965)33-4116